

平成30年7月豪雨に伴い水道料金等を減免します

このたびの豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞申し上げます。
また、断水について、市民の皆さまには多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

■断水に係る水道料金・下水道使用料の減免

長期間の断水と、断水解消後の濁水解消のため、水道料金と下水道使用料の基本料金を次のとおり減額します。※申請不要。

■平成30年7月豪雨により断水が発生した人(浦崎町、百島町を除く)

■▶水道料金 平成30年9月請求分で基本料金1カ月分を免除

減免額 家事用1,004円 業務用及び湯屋用2,149円※湯屋用は業務用と同額。

▶下水道使用料 平成30年9月請求分を減額

(1)公共下水道使用料、住宅団地汚水処理施設使用料、工業団地・流通団地汚水処理施設使用料、御調町公共下水道使用料(従量制の事務所を除く)、農業集落排水・漁業集落排水使用料

減免額 公共下水道使用料基本料金の2㎡分に相当する額(216円)

(2)御調町公共下水道使用料(従量制の事務所)

減免額 御調町公共下水道使用料基本料金の2㎡分に相当する額(324円)

※断水解消後、不特定多数の人へ給水支援のため多量に水道を使用したなどの人は、水道局庶務課にご相談ください。

■水道局庶務課(☎0848-37-9300) 下水道課(☎0848-38-9232)

農林水産課(☎0848-38-9478) 瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2210)

■被災者の水道料金等の減免

被災者の生活支援として、次のとおり減免します。

■平成30年7月豪雨により住家被害が全壊、大規模半壊及び半壊で被災し、罹災証明書の交付を受けた人

■罹災された住家の水栓の平成30年8～10月請求分の水道料金等を全額免除

■「水道料金減免申請書」と「罹災証明書(写し可)」を水道局庶務課か因島瀬戸田営業所(因島総合支所内)に提出または、水道局庶務課に郵送

■〒722-0046 長江三丁目6-52 水道局庶務課(☎0848-37-9300)



日曜にも受け取れます マイナンバーカード

9月、10月分のお知らせです

■マイナンバーカード
交付案内が届き、
暗証番号設定用のはがきを出して
7日(祝日を除く)以上経過している人

■本庁市民課のみ

■9月23日(祝) 8:30~12:00

10月14日(日) 8:30~12:00

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人で、9月23日(祝)に受け取りたい人は9月19日(木)までに、10月14日(日)に受け取りたい人は10月10日(木)までにご連絡ください。

※次回は11月25日(日)です。

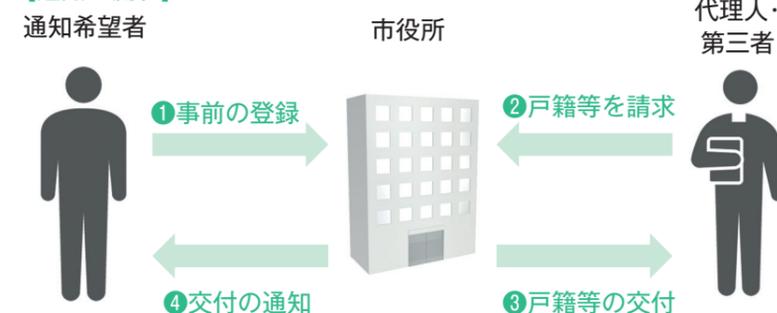
■マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

■市民課(☎0848-38-9102)

事前登録型本人通知制度を利用しませんか

住民票や戸籍の不正請求の抑止と個人の権利の侵害防止を目的に、代理人や第三者に証明書を交付した場合、そのことを事前登録した本人へ通知する制度です。

【通知の流れ】



通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別など

※交付請求者の住所、名前などは通知できません。

登録受付場所 市民課、各支所

■尾道市の住民基本台帳に記録されている人、戸籍に記載されている人(過去に記録・記載されていた人も含む)

■事前登録申請書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人が手続きする場合は委任状等が必要)

※詳しくは、お問い合わせください。

■市民課(☎0848-38-9104)

くらしの窓

市からのお知らせ

「耐震ベッド」設置の補助申請を受け付けています

耐震シェルター等設置補助事業では、耐震ベッドの設置も補助の対象です。

※耐震ベッドとは、就寝時等に地震が起きた場合に、家屋の倒壊や落下物から身を守ることができるベッドのこと。

■次の全てを満たすもの

①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅(木造在来軸組構法か伝統的構法のものに限る)

②昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅

③実際に住んでいること

④平屋建か2階建の住宅

⑤平成31年1月31日(木)までに設置を完了できるもの

補助額 最高12.5万円 ■受付中～10月31日(水)

■建築課(☎0848-38-9245)

金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

■本庁市民課、
因島総合支所市民生活課

■各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、マイナンバーカード・パスポートの受け取りなど
※住所変更、パスポートの申請はできません。

■市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

■収納課(☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

平成30年
11月末まで

無料でマイナンバーカードの申請をお手伝いします

期間限定で、窓口で写真を撮影して、インターネットからの申請を代行に行います。

撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。

■本庁市民課、各支所(浦崎・百島を除く)

■11月末までの平日9:00~16:00

■次のすべてに当てはまる人

- ・尾道市に住民票がある
- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・申請時と受取時に本人が窓口に来ることができる
- ・申請後2カ月以内に転出する予定がない

■本人確認書類(運転免許証・保険証など)
マイナンバーカード交付申請書(お持ちの人のみ)

※申請からマイナンバーカードの受取までは約1カ月かかります。

■市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所まおこし課(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)



ここが
申請書
です

